

授業等における支援（合理的配慮）の流れ

※申請から合理的配慮の提供までは、約1ヶ月程度を要します。

相談・申請

- 担任の先生・学生支援センター・学生相談室などに、障害や現在抱えている困りごとを相談します。
- 合理的配慮の申請をする場合は、学生支援センターに申請書類や根拠資料などを提出します。

面談

学生サポート担当や担任の先生と、現状や支援希望内容について面談を行います。

支援検討

申請学生の希望する支援内容や根拠資料などに基づき、合理的配慮の内容を協議します。その結果を元に、科目担当者へ渡す依頼書を作成します。

同意

合理的配慮の内容について、問題がないか申請学生に確認をします。

合意形成

申請学生から科目担当者に合理的配慮依頼書を渡し、支援内容の調整をします。

フォローアップ

うまく相談できない、どうしたらいいかわからないなど、悩みがあれば学生支援センターにご相談ください。